第64号議案

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例 の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年9月3日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置に伴い,預かり保育料について必要な事項を定めるため,この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例(平成27年芦屋市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下,改正前の欄にあっては「改正前部分」と,改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

改正前

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

动正络

以止仮	· 文正 削		
(定義)	(定義)		
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ		
れ当該各号に定めるところによる。	れ当該各号に定めるところによる。		
(1) (略)	(1) (略)		
(2) 預かり保育料 市立幼稚園 (芦屋市立幼稚園の設置及び管理に	(2) 預かり保育料 市立幼稚園 (芦屋市立幼稚園の設置及び管理に		
関する条例(昭和39年芦屋市条例第29号)別表に定める幼稚	関する条例(昭和39年芦屋市条例第29号)別表に定める幼稚		
園をいう。以下同じ。)及び市立認定こども園(芦屋市立幼保連	園をいう。以下同じ。) <u>において実施する同条例第2条の2に規</u>		
携型認定こども園の設置及び管理に関する条例(平成30年芦屋	<u>定する預かり保育</u> の利用に係る利用者負担額をいう。		
市条例第 号)第2条第2項に定める認定こども園をいう。以			
下同じ。)において実施する預かり保育(法第59条第10号に			
<u>規定する一時預かり事業をいう。以下同じ。)</u> の利用に係る利用			
者負担額をいう。			
(3) (略)	(3) (略)		
	·		

改正後			改正前		
2 (略)			2 (略)		
(預かり保育料)			(預かり保育料)		
第4条 預かり保育料は、別表第2に定めるとおりとする。		とする。	第4条 預かり保育料は、別表第2に定めるとおりとする。		
2 市長は、預かり保育を利用した支給認定保護者から前項に定める 預かり保育料を徴収するものとする。		から前項に定める	2 市長は、 <u>市立幼稚園での</u> 預かり保育を利用した支給認定保護者から前項に定める預かり保育料を徴収するものとする。		
3 (略)			3 (略)		
別表第2 (第4条及び第5条関係)			別表第2 (第4条及び第5条関係)		
1 預かり保育料			1 預かり保育料		
(1) 市立幼稚園					
(略)			(略)		
(2) 市立	認定こども園				
	<u>区分</u>	預かり保育料			
春季,夏季及び 冬季の休業日	午前9時から午後4時30分まで	日額1,300円			
	午前9時から午後1時30分まで	日額800円			
	午後1時30分から午後4時30分まで	<u>日額500円</u>			
上記以外の日	式典終了後から午後4時30分まで	日額1,000円			
	午後1時30分から午後4時30分まで	日額500円			
2 延長保育料			2 延長保育料		
(略)			(略)		
備考			備考		
1 · 2	(略)		1・2 (略)		

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例別表第2の規定は、平成3 1年3月31日時点で市立精道幼稚園に在籍する園児に係る平成31年4月から平成32年3月までの月分の預かり保育料については、なお従前の例による。

参照

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する 条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置に伴い、預かり保育料について必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 市立認定こども園において実施する預かり保育を利用した支給認定保護者から預かり保育料を徴収するものとする。 (第2条及び第4条関係)
- (2) 市立認定こども園における預かり保育料は次に定める日額とする。

(別表第2関係)

区分		預かり保育料(日額)	
春季,夏季及び 冬季の休業日	午前9時から午後4時30分まで	1,	300円
	午前9時から午後1時30分まで		800円
	午後1時30分から午後4時30分まで		500円
上記以外の日	式典終了後から午後4時30分まで	1,	000円
	午後1時30分から午後4時30分まで		500円

(3) その他規定の整理

3 施行期日等

- (1) 平成31年4月1日
- (2) 改正後の規定は、平成31年3月31日時点で市立精道幼稚園に在籍する者に係る平成31年4月から平成32年3月までの月分の預かり保育料については、なお従前の例による。